

第5回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時 平成15年6月9日(月)午後3時

場所 かがしま市民福祉プラザ 5階 大会議室

1 開 会

・新委員の紹介

2 会長あいさつ

3 議 事

・報 告

事務局から、協定項目の協議スケジュールの中で今回提案を予定していた「し尿処理事業」については、市の処理施設への受け入れについて、現在国と協議中であることから今回は提案を見送ることを報告し、了承。

第20号議案 市町村建設計画素案について(継続協議)

委員から、地域別振興の方針の桜島地区の文章の中に「火山の恵み、癒しの温泉活用による健康増進など」を、また、まちづくり計画の交通体系の文章の中に、桜島フェリーなどの海上交通のことも記載してほしい旨の発言あり。

事務局から、お質しの点については記載されている文章の中に含まれていると考えているが、今後市町村建設計画の具体的事業の検討や事務事業の調整の中で、ご指摘の点を踏まえて検討したい旨の説明あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第21号議案 町名・字名の取扱いについて(継続協議)

委員から、桜島町の特別委員会及び合併懇話会において、是非町名は残していただきたいという強い要望があった旨の発言あり。

委員から、喜入町の合併懇話会及び特別委員会において、町名を残してほしいというのが大方の意見である旨の発言あり。

委員から、吉田町の特別委員会においては、どうしても町名は残してほしいという意見で一致したところであり、例えば、鹿児島市吉田西佐多浦何番地というような形で残してほしいというのが大半の意見である。また、町民も町名を残してほしいという意思が強いようである旨の発言あり。

委員から、鹿児島市の特別委員会としては、新鹿児島市の一体化をはかるために町名をなくすということだが、町名をなくすことで一体化ということになるのか。5町の中から自治体の名称を残してほしいという意見がある以上、継続協議とすべきである。調整方針案に至った基本的な考え方を事務局として整理し、住民にも情報発信する中で、5町において十分な論議をしていただきたいという思いから継続協議とすべきであるという意見が出され、全会一致で継続協議の取扱いとすることになった旨の発言あり。

共通委員から、本議案は新市の一体化という点で提案されたものであるが、住民を含めた3町の方々から町名を残してほしいという要望がある中で、強引に決めてしまうことはかえって一体化に亀裂を残すことになりかねない。住民の要望をできるだけ取り入れる方向で、技術的にどのような住居表示ができるかということを考えていくべきではないかという発言あり。

共通委員から、全国的には町と字を併用している例もあるので、町と字を併用した場合にどのような支障があるか具体的な協議を行なってもいいのではないかという発言あり。

委員から、松元町のまちづくり懇話会や合併協議会委員で協議したが、支所等の名称には町名が残ると思われることや、将来にわたって垣根ができないようにすることが大事であるとの意見が出され、松元町としては原案に賛成したい旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案は継続協議とすることとし、再度専門部会等でこれまでに出示された意見等を参考にしながら検討する取扱いとすることを確認。

第22号議案 慣行の取扱いについて（継続協議）

委員から、市民歌や市民憲章については、合併後に検討する考えはないものかについて質問あり。

これに対し、会長から、合併時には現在の鹿児島市の市民歌や市民憲章などを使用するが、合併後において、新市の市民の中から新たなものを検討していこうという気運が盛り上がってきたならば検討することはやぶさかではないという意味を含んだ議案である旨の説明あり。

委員から、本議案については賛成であるが、5町が行なっている各種の宣言の取扱いが本議案に含まれていないことを指摘したところ、それぞれの都市宣言を事務事業の項目として掲げ、包括的に協議したい。市の花である「きょうちくとう」については、一般公募で選ばれた花ではあるが、今後見直しの検討も必要であるとの市の考え方が示された旨の発言あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第23号議案 財産及び公の施設の取扱いについて（継続協議）

委員から、本町はこれまで健全財政を維持してきており、一方1市5町では財政状況に差があるが、小異を捨てて大同につくという気持ちから本議案に賛成したい旨の発言あり。

委員から、本議案には基本的に賛成であり、市議会の特別委員会の中では、5町の施設の具体的な調整については、今後個別の事務事業の調整の中で合併後の市としての利用の方向や管理運営について整理していくこと、市町村建設計画の中に位置付けが必要な施設は、市町村建設計画に係わる協議の中で

整理していくこと、事務事業の調整協議や市町村建設計画の中に出てこない施設は、協定項目のその他の事業の中で一定の整理を行なっていくこと、市の施設との関係で施設の転用あるいは廃止など見直しが必要となった場合は、住民生活に十分に配慮する中で専門部会で十分に協議し検討することが市の考え方として示された旨の発言あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第24号議案 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

委員から、仮に各団体の諸事情により統合ができなかった場合には、これまで各町が助成していた補助金について削減されるものかについて質問あり。

これに対し、会長から、統合したから補助金を継続するとか、統合しなかったから補助金を削減するということはないが、合併後の新市において補助金を交付する社会的、公共的意義については検討する必要があると思う旨の説明あり。

委員から、本議案については賛成であるが、公共的団体の自主的な取り組みということは尊重されなければならないが、社会福祉協議会など合併後の新市の事業に大きな関わりのある団体で合併に伴い統合する必要がある団体については、行政としても速やかに方針を明確にして取り組んでいく必要があること。公共的団体の中には、県の団体を上部組織としている団体もあることから、県との協議調整も行なう必要があるのではないかという意見など出された旨の発言あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第25号議案 地方税の取扱いについて（継続協議）

委員から、合併特例法では不均一課税は5年間を限度として行なうことができるようになっているが、2年間とした理由について質問あり。

これに対し、事務局から、不均一課税制度を導入した理由は激変緩和措置として導入したものであるが、やはり住民負担の公平性という観点からできるだけ短期間にした方が望ましいということから、2年間という期間になった旨の説明あり。

委員から、本議案については賛成であるが、合併に伴い事業所税が課税される事業所に対しては十分な周知を行なっていただきたい旨の発言あり。

委員から、本議案については賛成であるが、都市計画税については、合併後における都市計画に関わる線引きの見直しによっては、5町にも課税されることもありうることは認識を持っていただきたい。固定資産税の評価方法の調整方針案では、「当面現行どおりとし、合併後の市全体の地域的均衡を考慮し、所要の措置を行なうものとする」となっているが、その時期が明らかになっていないことを指摘したところ、市当局から、現在既に18年度の評価替えに向

けた作業に入っているので、18年度以降の評価替えにおいて評価方法を一元化していきたいという考え方が示された旨の発言あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第26号議案 国民健康保険事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、国民健康保険事業に不均一課税を導入しなかった理由について質問あり。

これに対し、事務局から、国民健康保険税については、地方税とは性格が異なり、給付と負担の関係により決められるものであることなどから、不均一課税の導入は難しいと考えている旨の説明あり。

また、会長から、国民健康保険事業への不均一課税の導入については、事務局にも検討を指示したところであるが、本市の制度に統合した場合の保険税が、5町の中で上がる町もあれば下がる町もあり、また、同じ町においても上がる人もあれば下がる人もいるといった状況があることから、全体に共通した不均一課税の制度が作れなかった旨の説明あり。

委員から、後ほど提案される水道料金については段階的調整を行なっているが、その理由について質問あり。

これに対し、事務局から、水道料金については、本日提案する議案として後ほど説明するが、公共料金の格差是正の制度により、特別交付税措置が適用されることから、同制度を活用し、段階的調整を行なうこととしている旨の説明あり。

委員から、本議案については賛成であるが、合併後の保険税額がどのようになるかということなどの住民への情報発信については、適切に行なうべきである。桜島町、喜入町及び郡山町で福祉事業としてはり・きゅう施設利用補助制度があるが、国民健康保険事業で実施することについて、補助対象者が国保加入者となることなど、本市の国保制度に統合されることにより、事業内容や補助金額等が変わることなどについて情報発信をしていく必要があるとの発言あり。

委員から、低所得者層の保険税が上がることについては、可能な限り激変緩和措置を講じてほしい旨の発言あり。

以上のような質疑の後、原案のとおり決定。

第27号議案 ごみ処理事業の取扱いについて

委員から、松元町は日置地区塵芥処理組合に加入しているが、一部事務組合との協議状況はどのようになっているかについて質問あり。

これに対し、事務局から、本議案の提案にあたり、一部事務組合に加入している各首長から各管理者に対し、合併協議会において本議案を提案することを事前に連絡していただいたところであり、具体的な財産処分等の協議は今後行なう

ことになるということでした。了知していただいている旨の説明あり。

委員から、市のごみ収集方法に統合する際の住民への周知について質問あり。

これに対し、事務局から、合併議案の議決後に住民説明会あるいは広報チラシの配布によって、新しい収集方法の周知を図っていくことになる旨の説明あり。

以上のような質疑の後、継続協議とすることを確認。

第28号議案 環境衛生事業の取扱いについて

委員から、松元町においては上水道の水源を100%地下水源に頼っていることから、新たな産業廃棄物処分場の建設を認めてきていないところである。合併後に新たな産業廃棄物処分場が建設される懸念があるが、地域の声が反映されるようになっているものかについて質問あり。

これに対し、専門部会から、市の場合、指導要綱の中に事前協議を行なうよう規定していることから、地域の声を反映できるものと考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、継続協議とすることを確認。

第29号議案 上・下水道事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第30号議案 都市計画の取扱いについて

委員から、市町村建設計画と都市計画マスタープランの関係について質問あり。

これに対し、事務局から、現在県において都市計画区域マスタープランの策定に向けて基礎調査を行なっているが、今後、16年度に解析を行い、おおむね5年後に策定されることになるのではないかと考えている。この都市計画区域マスタープランの策定後に、合併後の新市の都市計画マスタープランを見直すことになるかと考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、継続協議とすることを確認。

第31号議案 建設関係事業の取扱いについて

委員から、半島振興対策道路整備事業及び石油貯蔵施設立地対策道路整備事業の適用期間について質問あり。

事務局から、両事業の交付条件に合致する間は現行どおり適用していきたい旨の説明あり。

以上のような質疑の後、継続協議とすることを確認。

第32号議案 消防関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第33号議案 一部事務組合等の取扱い(し尿処理業務を除く)について

委員から、本議案は一部事務組合という相手方もあることから、次回協議会で結論を出さなければいけない議案であるかについて質問あり。

これに対し、事務局から、本議案は一部事務組合等の取扱いに関する基本的な方針を定めたものであり、相手方の一部事務組合の構成市町で十分な協議を行なっていたら、円満に解決していくことが前提である旨の説明あり。

以上のような質疑の後、継続協議とすることを確認。

4 その他

次回の開催について

事務局から、7月22日(火曜)午前10時から「かごしま市民福祉プラザ」で開催予定である旨を報告。

- ・委員から、本日提案された議案を事前に配付してほしいこと、本日提案された議案は継続協議となり次回協議会で決定することになるが、再度持ち帰りの希望があれば継続の取扱いとなるものかについて質問あり。

これに対し、会長から、議案は、合併協議会に議案として提出して初めて公になるものであり、合併協議会の議事の進め方として、提案を行い、原則次回の協議会で協議、決定するという方法をとっている。本日提案した議案は、次回協議会までに、各市町の専門部会委員や幹事会委員などから十分に説明を受け協議を行なっていたら、再度の持ち帰りについては、協議会委員の意見に基づき決定していきたいと考えている旨の説明あり。

5 閉会